



守す審第 11 号  
平成 27 年 9 月 11 日

守口市長 西端 勝樹 様

守口市すこやか幼児審議会  
会長 池嶋 一夫

平成 27 年 7 月 3 日付、守こ政第 31 号で諮問のあった「守口市の市立幼稚園及び市立保育所に係る再編整備に関する基本計画（案）」について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。

#### 記

本審議会は、平成 27 年 7 月 3 日に守口市長より諮問を受けた「守口市の市立幼稚園及び市立保育所に係る再編整備に関する基本計画（案）」について、6 回にわたり、各委員からの意見をもとに活発な審議を重ねてきた。

近年、少子化の進行や核家族化、就労形態の多様化、共働き世帯の増加など社会情勢が変化する中で、幼稚園や保育所でのサービスだけでなく、在宅で子育てをしている家庭への支援も含めた子育て支援に関する市民ニーズは、多様化・複雑化の様相を呈している。

本市では、近年幼稚園においては市立・私立ともに定員割れが続いており、保育所においては、ほとんどの私立保育所では定員を超えて児童を受け入れている一方で、市立保育所では、在園児の数が定員に満たない状況にも関わらず、職員の配置不足による待機児童が発生している。

このような中、本年 4 月には子ども・子育て支援新制度がスタートし、認定こども園の普及を図ることによって、保育が必要な子どもの受入れ枠の一層の確保と幼児教育の機会の充実が図られることとなった。

今後、必要とされる就学前教育・保育の供給量を確保し、質の向上を図り、新たな課題にも的確に対応していくためには、児童数の大幅な減少と就学前教育・保育施設の今後の動向を踏まえたうえで、市立幼稚園及び市立保育所の運営の効率性を高めるとともに、就学前教育・保育以外の子育て家庭への支援についても市立施設として果たすべき役割をも取り込み、その機能を高め費用対効果の点でも市民から十分な納得が得られる施設とするよう改革を進めていかなくてはならない。

本審議会では、待機児童を解消するとともに、子どもたちに対して就学前教育・保育のための安全で快適な環境を提供し、在宅子育て家庭への支援を含めた多様な子育て支援に対応するため、市立幼稚園及び市立保育所の集約化、民

間移管及び認定こども園への移行を進めていこうとする趣旨については、他に異なる意見もあるが概ね了とするものである。

しかしながら、本基本計画（案）の作成過程においては、平成 21 年 3 月に市教育委員会が策定した幼稚園の適正規模に関する方針の周知不足や、在園児や保護者への配慮が不十分であったとの感は拭えない。また、本基本計画（案）の内容については、各教育・保育提供区域における市立施設数の急激な減少や市立施設に在園する児童の安定的な環境が確保できないことへの不安、平成 30 年度に市立施設を 3 園に集約することに伴い新たな私立認定こども園が 5 園予定されていることから生じる教育・保育の量の供給過剰などの問題が指摘された。また、認定こども園で実施する教育・保育の内容に関する準備期間の短さと市民への説明の不十分さなど、本基本計画（案）をすべてそのまま実施するには課題が多いと言わざるを得ない。

そのため、本審議会は、市立施設の集約化や認定こども園への移行、就学前教育・保育サービスは民間事業者からの提供を基本とする視点を持ちながらも、計画の実現においては、市民からの意見を反映し、利用者に対し十分な配慮を払うとともに、審議過程において委員から述べられた以下の諸点について、さらなる検討をされたい。

1. 各エリアに高度多機能化された市立施設を拠点園として配置し、もう 1 箇所の調整園を激変緩和措置として当分の間設置することを検討すること
2. 市立施設の役割として、0～2 歳の在宅の子どもたちとその保護者へのさまざまな支援など民間施設では担えない機能を位置付け、市が行うべき役割を果たすこと
3. 幼稚園、保育所の園児募集の際には、将来の統廃合を踏まえた条件付き募集を検討し、保護者への説明を十分に行うこと
4. にわか幼稚園、とうだ幼稚園及びおおくぼ幼稚園の統合は、在園児が卒園するまでは行わないこと
5. 東部エリアでは、府道 13 号線がエリアを貫いている点や地域的にも広いことを踏まえ、全体的に箇所数を 3 つと決めないで、今後検討されたいこと
6. やくも幼稚園及びとうこう幼稚園は、それぞれ中部エリア及び南部エリアの調整園として当分の間残すこと
7. 現在の利用定員は、実態に合わせて見直しを行うこと
8. 園児確保及び魅力的な園づくりなどの経営の努力は、関係部署が一丸となって取り組まされたいこと
9. 3 歳児保育や民間並みの保育サービスを実施できる体制を確保すること

10. 再編により現在通っている市立保育所が閉園となる場合は、在園児の受入れ先は確実に確保すること
11. 少なくとも在園児が卒園するまでは、廃園・統合、あるいは民間移管、認定こども園への移行は行わないこと
12. 兄弟の通園については、保護者の負担にならないよう配慮すること
13. 民間移管前の引継ぎ期間については、過去の判例に示された趣旨を十分に認識し少なくとも1年程度は確保すること
14. 民間施設での障がい児等の受入れの促進と障がい児等の教育・保育内容の充実を効果的に達成できるよう、民間事業者への支援策を講じること
15. 市立施設は、入園を希望する障がい児や配慮を要する子どものセーフティネットとしての役割を十分に果たすこと
16. 一人一人の障がい児の状況を把握し、障がい児に必要な支援の内容を十分に検討すること
17. 市立保育所や市立幼稚園で培ってきた障がい児のケアに関する経験を活かして、市立・私立を問わず障がい児支援の向上を図ること
18. 各エリアの市立施設が1園となった場合には、状況を鑑み、恒常的な通園バスの運行について検討されたいこと
19. やむを得ず園を変わらなくてはならなくなった際に生じる新たな負担額は市が助成されたいこと
20. 市立施設の認定こども園への移行については、教育・保育の内容を十分に検討し、保護者はもとより幅広く市民の意見を聴き、十分な説明を行ったうえで実施すること
21. 市立あおぞら保育所の認定こども園への移行は、十分な準備を行ったうえで少なくとも平成29年度以降とすること
22. 東部エリアに新設する市立認定こども園の設置場所は、現在の市立とうだ幼稚園の場所が適当と考えられること
23. 市立施設としての役割・機能を果たすために必要な職員体制は、あらゆる方途を講じて確保すること
24. 市立幼稚園及び市立保育所の閉園については、今後の児童数や待機児童数の推移を注視し、大きな変化が見込まれるときは、閉園時期の見直しを検討されたいこと
25. 市立・私立を通じた就学前教育・保育の質の向上に市が積極的な役割を果たすこと